

平成27年第5回せたな町議会臨時会

平成27年7月23日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号 平成27年度せたな町一般会計補正予算（第5号）
- 6 議案第2号 公有水面埋立免許の出願に伴う意見について
- 7 議案第3号 工事請負契約の締結について（流雪溝監視システム更新工事）
- 8 意見書案第1号 TPP交渉に関する意見書

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 3番 江上恭司君 | 4番 本多浩君 |
| 5番 石原広務君 | 6番 榊田道廣君 |
| 7番 大湯圓郷君 | 8番 真柄克紀君 |
| 9番 平澤等君 | 10番 大野一男君 |
| 11番 熊野主税君 | 12番 菅原義幸君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君
教育委員会委員長 田井重久君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長 高野利廣君
総務課長 西村晋悟君
財政課長 佐々木正則君
建設水道課長 原進君
財政係長 吉田有哉君

《大成総合支所》

総 合 支 所 長 堂 端 重 雄 君
産 業 建 設 課 長 佐 野 英 也 君

《瀬棚総合支所》

総 合 支 所 長 篠 塚 三 喜 郎 君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長 成 田 円 裕 君
教育委員会事務局長 高 田 威 君
教育委員会事務局次長 上 野 朋 広 君
教育委員会事務局主幹 増 田 和 彦 君
教育委員会事務局主幹 黒 澤 美 知 子 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 横 川 洋 二 君
事 務 局 次 長 丹 羽 小 百 合 君
事 務 局 書 記 松 林 功 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員 12 名で定足数に達していますので、平成 27 年第 5 回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会します。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により、議長において 6 番、榊田道廣君、7 番、大湯圓郷君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは 2 件の行政報告を申し上げたいと思います。

最初に町立国保病院の医師体制についてでございます。

8 月 1 日付で新たに 2 人の嘱託内科医が着任し、勤務することになりました。一人は、星野継二郎先生、48 歳であり専門科目は泌尿器科で、これまで札幌市で開業医として勤務してお

りました。星野先生には7月21日から臨時医師として勤務を頂いてるところであります。

もう一方は、野村喬先生、67歳であり、これまで一般内科医として札幌市内の民間病院で勤務しておりました。星野、野村両先生には、嘱託医師としてご勤務をいただき、内科外来、入院患者、救急患者の受入れ、各種検診などの業務に当たって頂くことにしています。なお、雇用契約期間は、来年の3月末までとしていますが、4月以降も契約の延長は可能である旨、先生には伝えているところでございます。8月以降の国保病院の医師体制ですが、森院長を中心に、内科外来診察につきましては、馬出先生、黒川先生、星野先生、野村先生の4人体制のほか、毎週水曜日には、東徳洲会病院から循環器科、内科外来で医師を派遣いただき、木曜日から金曜日は、佐々木先生が消化器検査と内科外来、同じく金曜日には札幌山の上病院から医師の応援により診察に当たっていただいているところです。

また週末には、北海道大学北海道地域医療振興財団などの応援により救急患者の対応に万全を期しているところであります。

以上、町立国保病院の医師体制の報告でございます。

次に、養護老人ホーム三杉荘における食材費不当利得返還請求訴訟の中間報告についてご報告申し上げます。

第1回議会定例会におきまして議決をいただきました、株式会社日総への訴えの提起につきまして、嶋田顧問弁護士により6月11日付で函館地方裁判所に訴状を提出し受理されております。訴状につきましては、別冊で配布しているものでございます。内容は、平成20年度から平成25年度までの三杉荘給食委託業務における食材費を不当に得た利得として3,245万38円の返還を求めるものであります。これに対し6月30日付で被告代理人弁護士、薄木宏一より全面的に争う旨、函館地方裁判所に答弁書の提出があったものでございます。

なお、第1回公判は8月4日、午後1時10分開廷の予定となっておりますので報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第1号 平成27年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に482万7,000円を追加し、総額を93億6,908万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、ふるさと納税に係る報償費や少年野球の全道大会出場などに伴う全道全国大会参加奨励補助金などについて補正をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 議案書５ページでございます。最初に歳出について説明をいたします。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、８節報償費におきまして、ふるさと納税報償費として、ふるさと応援寄附に対します特産品などの贈呈の経費として１００万円の追加でございます。第２回定例会におきましても補正予算をお願いしたところでございますが、予想を上回るふるさと応援寄附がありますことから、寄附件数を３００件と見込み補正をお願いするものでございます。６目基金管理費では８４万１，０００円の追加でございます。ふるさと応援寄附金として５７件、８４万円のご寄附がございました。ご寄附を申し込まれた際に指定された基金に積み立てるもので、２５節積立金では７３万６，０００円、２８節繰出金では１０万５，０００円でございます。基金ごとの内訳につきましては記載のとおりでございます。なお予算措置につきましては、１，０００円未満を切り上げております。

１０款教育費、３項中学校費、３目学校施設整備費では、大成中学校の污水排水ポンプ槽の放流ポンプなどの修繕に係る経費をお願いするものでございます。この污水排水ポンプ槽は、校舍改築に合わせ平成７年に設置されたもので、２基あります放流ポンプの内１台のポンプが故障しておりまして、もう１台のポンプにより放流しておりますが、そのポンプも経年劣化してございますので、施設管理上、早急に取替修繕を行なうものでございます。

次に、同じく１０款教育費、６項保健体育費、１目保健体育総務費では１９９万２，０００円の追加でございます。４団体１個人が全道大会、３個人が全国大会に出場するほか、今後におきましても全道大会出場が見込まれますことから、全道全国参加奨励補助金について補正をお願いするものであります。

以上、説明いたしました歳出に係る歳入であります。ページを戻りまして４ページでございます。１６款、１項共に寄附金、２目ふるさと応援寄附金８４万１，０００円につきましては、歳出で説明いたしましたそれぞれの基金へ積立金に充当をするものであります。なお歳出と同様に１，０００円未満を切り上げ、歳入歳出同額を計上するものでございます。

１７款繰入金、１項基金繰入金、６目スポーツと文化振興基金繰入金１９９万２，０００円の追加につきましては、全道全国大会参加奨励補助金への充当財源でございます。

１８款、１項、１目共に繰越金は１９９万４，０００円の追加で前年度の繰越金でございます。

以上、説明いたしました内容によりまして一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第2号 公有水面埋立免許の出願に伴う意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 公有水面埋立免許に伴う埋立免許の出願に伴う意見についてでございますが、この度、久遠漁港に屋根付き岸壁の設置を計画しているために必要とするものでございます。埋立をしようとしている第3種久遠漁港の岸壁敷については、特定漁港漁場整備事業法に基づくマイナス4.0メートル岸壁を造成するために必要なものであり、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会に議決を求めるものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

佐野産業建設課長。

○大成総合支所産業建設課長（佐野英也君） それでは議案書の8ページをお開き願います。久遠漁港の平面図と埋立区域拡大図を見ていただきたいと思います。灰色で塗りつぶされている箇所が今回埋立てをしようとする区域となります。埋立する区域の延長は45.85メートルとなります。本埋立てにつきましては、現在使用しているマイナス4メートル屋根付き岸壁、延長130メートルではイカ釣り漁業の最盛期において、地元外来漁船の陸揚げ及び荷捌き作業等に支障を来している現状から鮮度保持の観点からも、陸揚げ待ち漁船の解消を図るため屋根付き岸壁を40メートル延伸するものであり、国が施行主体となって実施いたします。埋立する位置につきましては、久遠郡せたな町大成区久遠705番1、712番及び703番の地先公有水面、埋立の面積は304.01平方メートル、埋立地の用途は岸壁敷となります。また埋立ての時期につきましては、平成29年度からの供用開始を目指しており、岸壁工事に1年、衛生管理施設の構築に1年の2年を要することから今年度、27年度に埋立てを開始する予定となっております。なお、これに伴う公有水面の消滅につきましては、檜山漁業協同組合

第19回通常総代会において承認されております。

以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第3号 工事請負契約の締結を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 流雪溝監視システム更新工事に伴う請負契約の締結についてでございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 議案書の9ページでございます。議案第3号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては、流雪溝監視システム更新工事でございます。内容といたしましては、平成7年度から北檜山市街地において国の河川事業により、消流雪溝が供用開始され、平成11年度からは道路事業において国道、道道、町道沿線の流雪溝が供用開始されております。それら施設概要につきましては、別紙議案説明資料のとおりとなっております。当該施設の維持管理につきましては、町が各管理者の負担割合に応じた額により行っており、消流雪溝、流雪溝のシステム集約後16年が経過し、近年故障等により維持管理に支障を来しておりますことから、今回主となる施設の更新を図るものであります。

次に、議案書の中段になりますが工事の名称でございます。工場の名称、流雪溝監視システ

ム更新工事、契約の金額は7,020万円、契約の相手方、札幌市中央区北3条西7丁目1番地、北海道水産ビル、日本無線株式会社北海道支社、支社長、井草吉一。参考といたしまして工期につきましては、契約締結の日の翌日から平成28年3月30日までとなっております。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては、議案書の10ページのとおりでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

大野議員。

○10番（大野一男君） 多分これも産業教育常任委員会で、縷々詳細については説明されることだろうと思うんですが、私、所管でないので初歩的な質問をさせていただきますが、今回の提案されてる工事の内容といいますか、どういうものをどうするという事なのか、その部分だけ説明をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） ただ今のご質問については、今回配付させていただきました議案説明資料に基づいて説明させていただきます。まず、A3の紙を開きますと流雪溝の施設平面図で、これについては消流雪溝も兼ねておりますが、流雪溝供用開始後、集約した形で流雪溝監視システムと呼ばせていただいております。それで細かくいきますと、利別川、下水処理場のところに取水ポンプ室がございまして、小流雪のポンプ室、これ流雪溝のポンプ室、これについては、消流雪溝、国道、道道、町道の流雪溝共に両方を使って水を利別川から組んで供用しています。その一連の操作を中央監視室のある、せたな町役場、図面にありますが、そこに集中監視システムがございまして、その水利権に合わせた時間帯によってポンプの入り、切りですとか、当然、流雪溝等が詰まったときに警報装置が作動したりとかという形で、ある程度システムについてはオートメーション化されております。そういう中で根幹たるシステムが16年経過して故障しがちになって、かなり人の手を入れてやらざるを得ない状況でございます。それらについて維持管理しているのは、まちなものですから当然、先ほど説明したように費用については、国、北海道、町と負担割合決まっております。それで負担割合については、参考までに行きますと国が川と道路を合わせて89.2%、北海道が7.3%、町が3.5%の出資で維持管理費上の費用を出してございます。その費用については先に説明したとおり、老朽化して故障しがちということで予算要求させていただいたのですが、なかなか国の財政状況も悪くて、1番負担する国が予算化出来なかったということだったのですが、先だっの6月定例会で今年度予算が付きましてと報告を受けて補正させていただいて、今回工事を発注させていただいてでございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） この入札の件に関して指名競争入札になっていきますけども、参考までに指名しているのは3社しかないんですけれども、こういうシステム関係上の業者はこのくら

いしかなかったのかどうか、その確認だけしておきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） これについては3社という形で指名委員会で決定させていただいた事項でございますが、当然、日本無線北海道支社、愛知時計、新栄クリエイトいずれにしても町で実績のある会社。システム関係です。水道施設ですとか、諸システムで実績のある会社を3社選ばせていただいた経緯が指名委員会でございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、意見書案第1号 T P P 交渉に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 提案理由を述べさせていただきます。喫緊、当町及び全道の基幹産業に対して重大なる深い影響を与える T P P 交渉がご案内のとおりいよいよ大詰めを迎えております。また、各情報によりますとその内容も、いろいろさまざまと私たちが危惧する内容も含めて報道されております。私は、当町の一次産業の方々の生活の維持、また町の最大の産業である農業、漁業の更なる衰退を危惧して、今回せたな町議会として8回目となるそうでございますが、この近々の時期に合わせて T P P 交渉に関する意見書を提出したいと思います。議員の皆様にはご理解いただけたと思いますが、どうぞ重ねて強いご支持をよろしくお願いしたいと思います。また、当町には T P P 反対の実行委員会がございます。実行委員会につきましても、この重大な時期それぞれの責任において速やかな展開をなさることを重ねてお願いしたいと思います。それでは内容について説明させていただきます。

政府においては、今後の交渉に当たり、平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議、環太平洋パートナーシップ協定、交渉参加に関する件についてを遵守し国民への十分な

情報提供と説明を行い、本道の農林水産分野における重要品目の関税を維持し、我が国の食料自給力の向上を支える北海道の農林水産業と地域の持続的な発展が図られるよう、毅然とした態度を貫徹するよう強く求めるものでございます。以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で平成27年第5回せたな町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年8月14日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 梶 田 道 廣

署 名 議 員 大 湯 圓 郷